

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		保有個人情報の利用停止請求に対する利用停止・不利用停止の決定
根拠条例・規則等名		個人情報の保護に関する法律
条 項		第101条、第102条
所 管 部 課		総務局総務部行政透明推進課 (電話：048-829-1118)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおり
	設定等年月日	令和5年4月1日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	法律上に規定があり、設定は不要であるため。
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		

さいたま市の実施機関における個人情報保護法に基づく 処分に係る審査基準

令和5年4月1日制定

本市における、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）に基づく保有個人情報開示請求、保有個人情報訂正請求及び保有個人情報利用停止請求に対する処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の規定による審査基準は、以下のとおりとする。

凡例

「個人情報保護法」

…個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

「個人情報保護法施行令」

…個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）

「個人情報保護法施行条例」

…さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年さいたま市条例第42号）

1 保有個人情報開示請求

1-1 開示請求権

法令等の規定

個人情報保護法第76条

- 1 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第127条において「開示請求」という。）をすることができる。

1 開示請求の主体

国民のみならず外国人も含む全ての自然人は、自己を本人とする保有個人情報の開示請求を行うことができる。また、未成年者（年齢が満18歳に達していない者）若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）による請求も認められている。

2 開示請求の対象となる保有個人情報

開示請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」とされている。また、「保有個人情報」とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該行政機関等の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関等が保有しているもの（さいたま市情報公開条例第2条に規定する「行政情報」の定義と同一）に記録されている個人情報をいう。

3 死者に関する保有個人情報

死者に関する情報については、当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって「自己を本人とする保有個人情報」に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となる。

※ 当該生存する個人を識別することができる場合に限りとは

請求可能な場合：請求対象となる死者に関する保有個人情報に、請求者である遺族の氏名等が記載されている場合

請求不可の場合：請求対象となる死者に関する保有個人情報に、死者の氏名等の情報のみが記載され、請求者である遺族の氏名等が記載されていない場合

1-2-1 開示請求の手続（開示請求書の記載事項）

法令等の規定

個人情報保護法第77条第1項

- 1 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。
- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

個人情報保護法施行令第23条

開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法（文書又は図面に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第87条第1項の規定により行政機関等が定める方法をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項を記載することができる。

- (1) 求める開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示（保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの送付の方法（以下単に「写しの送付の方法」という。）及び電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第1項第4号において同じ。）を使用して開示を実施する方法以外の方法による保有個人情報個人情報の保護に関する法律についての保有個人情報の開示をいう。以下同じ。）の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

個人情報保護法施行条例第7条

開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載することができる。

1 開示請求書の記載事項

開示請求者は、次の事項を開示請求書に記載しなければならない。

- ① 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所（法第77条第1項第1号）
※ 郵便番号及び電話番号（施行条例第7条）は必須事項ではない。
- ② 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項（法第77条第1項第2号）

- ③ 開示請求をする者が法定代理人又は本人の委任による代理人の場合には、本人の氏名、本人の住所又は居所及び本人との関係（施行条例第7条）

特に②については、当該記載の内容から開示請求者の求める保有個人情報を特定することができる程度の具体性があることが必要となる。保有個人情報の名称又は内容を具体的に記載することが理想的であるが、これらの特定が困難な場合には、個人情報取扱事務の名称やファイル基準表の個別フォルダ一名の引用や、これに更に限定を加える等により、対象となる保有個人情報が具体的に特定されるよう努めることが重要となる。

例えば、開示請求書の記載が、「〇〇課が保有する私に関する全ての保有個人情報」となっているような場合には、一般的に当該記載から開示請求者が求める保有個人情報を具体的に特定することができないことから、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項が記載されているとは言い難い。

このため、このような場合は、開示請求者は実施機関の求めに応じて補正を行うことになる。なお、開示請求者が補正の求めに応じない場合には、実施機関は不開示決定を行うことになる。

3 開示の実施方法及び希望日時（任意記載事項）

開示請求者は、開示の実施方法（閲覧、視聴、写しの交付及び郵送希望の有無）並びに開示の希望日を開示請求書に記載することができる。（施行条例第7条）

1-2-2 開示請求の手続（本人確認）

法令等の規定

個人情報保護法第77条第2項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

個人情報保護法施行令第22条

1 開示請求をする者は、行政機関の長等（法第126条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条及び第25条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

(1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類

2 開示請求書を行政機関の長等に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を行政機関の長等に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして行政機関の長等が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの

3 法第76条第2項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を行政機関の長等に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした行政機関の長等（法第85条第1項の規定による通知があつた場合にあつては、移送を受けた行政機関の長等）に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみ

なす。

1 本人による開示請求の場合の本人確認書類

本人による開示請求の場合の本人確認書類は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（マイナンバーカード）等の国又は地方公共団体が法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されているものとなる。

2 開示請求書を郵送する場合の本人確認書類

開示請求書を郵送する場合の本人確認書類は、下記①及び②の書類となる。

- ① 1の本人確認書類を複写機でコピーしたもの
- ② 住民票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る）

3 法定代理人による開示請求の場合の本人確認書類

法定代理人による開示請求の場合の本人確認書類は、当該法定代理人本人に係る1の本人確認書類（郵送による請求の場合は2の書類）に加えて、法定代理人の資格を証明する戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書等となる。なお、いずれの書類も開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。

また、これらの書類をコピーしたものは認められない。

※ 未成年者の法定代理人による開示請求の場合は、戸籍謄本等により本人の年齢が18歳未満であることを確認する必要がある。

4 任意代理人による開示請求の場合の本人確認書類

任意代理人による開示請求の場合の本人確認書類は、当該任意代理人本人に係る1の本人確認書類（郵送による請求の場合は2の書類）に加えて、任意代理人の資格を証明する委任状となる。

また、委任状の真正性を確認するために、委任者本人の本人確認書類のコピーの添付を求める。なお、この措置については、法令上の義務ではなく、委任状の真正性の確認のための運用上の措置であることに留意する必要がある。そのため、開示請求者から当該書類のコピーの添付を拒否された場合は、別の方法により委任状の真正性の確認を行うこととする。（対応例：本人への電話確認により委任の意思を直接確認する。）

1-2-3 開示請求の手続（開示請求書の補正）

法令等の規定

個人情報保護法第77条第3項

3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

1 開示請求書の補正

開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

2 相当の期間

「相当の期間」とは、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条に規定する「相当の期間」と同義であり、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に即して実施機関が判断する。

3 補正の方法

補正については、開示請求者に対して、窓口への来所による開示請求書の修正又は開示請求書の記載を修正する旨の書面の提出を求め、開示請求者本人が開示請求書の記載を修正する。

なお、明らかな誤字・脱字など不備が軽微な場合や、開示請求者本人が開示請求書の記載の修正を求めることが困難な場合等には、開示請求者の了解を得た上で、窓口又は担当課等の担当者が本人に代わって記載を修正することも可能である。この場合には、修正した開示請求書の写しを開示請求者に送付し確認を求めるなどの方法により、事後のトラブルが生じないように十分配慮する必要がある。

4 補正の参考となる情報の提供

開示請求者に対して補正を求める際は、保有個人情報の特定に資する情報の提供を積極的に行うことが必要となる。また、特定不十分として不開示決定を行うということは、開示請求者に対して十分な情報提供を行ったにもかかわらず、開示請求者が補正の求めに応じなかった場合など、開示請求者側に特別の事情がなければ生じないものであるということに留意する必要がある。

1-3-1 保有個人情報の開示義務

法令等の規定

個人情報保護法第78条第1項

- 1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
(1)～(7) [略]

1 開示義務

開示請求に係る保有個人情報が存在する場合には、当該保有個人情報について、個人情報保護法第78条第1項に規定する不開示情報に該当するかどうか審査し、「保有個人情報の全部又は一部を開示する」（個人情報保護法第82条第1項）か「保有個人情報の全部を開示しない」（同条第2項）かの判断を行わなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合等の取扱い

開示請求に係る保有個人情報が、保有個人情報に該当しない場合、文書保存期間満了により廃棄処分しており保有していない場合、開示請求の対象外となっている場合等には、開示請求者にその旨を教示するなど適切に対応する必要がある。

しかしながら、開示請求は、あくまで開示請求者の意思により行われるものであるため、以上のような開示できない場合であっても、開示請求が行われることが有り得る。その場合には、不開示の理由を示して不開示決定を行うこととなる。

また、開示請求に係る保有個人情報が特定されていない場合等の事由により、開示請求者に補正を求めたが、開示請求者がこれに応じなかった場合には、開示請求書に形式上の不備があるものとして、不開示決定を行うこととなる。

1-3-2 不開示情報（個人に関する情報）

法令等の規定

個人情報保護法第78条第1項第1号及び第2号

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

個人情報保護法施行条例第5条

法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）第7条第2号ウに掲げる情報（公務員等の氏名に係るものに限り、法第78条第1項各号（第2号を除く。）に該当するものを除く。）とする。

1 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報として不開示となる情報（第1号）

開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。

しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場

合に当たる情報は、不開示情報となる。

【具体例】

例1) 患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することで病状等の悪化をもたらすことが予見される場合における患者の病状に関する情報

例2) 児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合において、開示することで児童虐待の悪化等をもたらすことが予見される場合における当該告発等の情報

2 開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報（第2号）

開示請求に係る保有個人情報の中に、開示請求の対象となる保有個人情報に係る本人以外の個人（第三者）に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより、当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるものは、不開示情報となる。

具体的には、以下に該当するものは不開示情報となる。

- ① 氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの
- ② 開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの

【具体例】

例1) 匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するもの

例2) 開示すれば財産権その他の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

3 開示請求者以外の個人に関する情報のうち不開示情報から除かれるもの

以下の情報は、上記2の開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報から除かれている。

- ① 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報（第2号イ）
- ② 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（第2号ロ）
- ③ 公務員等の職及び職務の遂行に係る情報（第2号ハ）
- ④ 公務員等の氏名に係る情報（施行条例第5条）

4 情報公開条例との関係

本号の規定は、情報公開条例第7条第2号（個人に関する情報）の規定と同義である。

1-3-3 不開示情報（法人等に関する情報）

法令等の規定

個人情報保護法第78条第1項第3号

- 1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

1 法人等に関する情報として不開示となる情報

法人その他の団体（※1）に関する情報（※2）又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次の①又は②に該当するものは、不開示情報となる。

※1 株式会社等の会社法上の会社、個別法にそれぞれ根拠を持つ一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれるとされている。なお、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は含まれない。

※2 法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等に関する情報

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報である場合には、不開示情報とはならない。

① 開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利（※1）、競争上の地位（※2）その他正当な利益（※3）を害するおそれ（※4）があるもの

※1 信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

※2 法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

※3 ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

※4 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断することが求められる。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、法的保護に値する蓋然性が求められる。

② 行政機関等の要請（※1）を受けて（※2）、開示しない（※3）との条件で任意に提供されたものであって、法人等又は事業を営む個人における通例（※4）として開示しないこととされているものその他の当該条件を付すること（※5）が当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

※1 法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

※2 行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供の申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、これに含まれる。

※3 個人情報保護法や情報公開条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

※4 法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

※5 開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、これに当たらない。

2 情報公開条例との関係

本号の規定は、情報公開条例第7条第3号（法人等に関する情報）の規定と同義である。

1-3-4 不開示情報（国の安全等に関する情報）

法令等の規定

個人情報保護法第78条第1項第4号

- 1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
- (4) 行政機関の長が第82各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

1 国の安全等に関する情報として不開示となる情報

行政機関の長が、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報は、不開示情報となる。なお、本号の不開示情報は、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が開示決定等をする場合には適用されないが、別途、法第78条第1項第7号イが適用される。

2 情報公開条例との関係

本号は本市も含めて地方公共団体の機関が開示決定等をする場合には適用されないことから、情報公開条例に該当する規定はない。

1-3-5 不開示情報（公共の安全等に関する情報）

法令等の規定

個人情報保護法第78条第1項第5号

- 1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
 - (5) 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

1 公共の安全等に関する情報として不開示となる情報

行政機関の長又は地方公共団体のうち都道府県の機関が、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、不開示情報となる。

なお、本号の不開示情報は、独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）及び地方独立行政法人が開示決定等をする場合には適用されませんが、別途、法第78条第1項第7号ロが適用される。

2 情報公開条例との関係

本号は本市も含めて地方公共団体の機関が開示決定等をする場合には適用されないことから、情報公開条例に該当する規定はない。

1-3-6 不開示情報（審議、検討等に関する情報）

法令等の規定

個人情報保護法第78条第1項第6号

- 1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
- (6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

1 審議等に関する情報として不開示となる情報

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議（以下「審議等」という。）に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報は、不開示情報となる。

2 不開示情報該当性の判断の時期と審議等に関する情報への該当性の関係

審議、検討等に関する情報については、一般的に行政機関等としての意思決定が行われた後で、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。

しかし、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要となる。

また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

3 情報公開条例との関係

本号の規定は、情報公開条例第7条第4号（審議、検討又は協議に関する情報）の規定と同義である。

1-3-7 不開示情報（事務又は事業に関する情報）

法令等の規定

個人情報保護法第78条第1項第7号

- 1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
- (7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

1 事務又は事業に関する情報として不開示となる情報

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、個人情報保護法第78条第1項第7号イからトまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして①から⑦までに示す情報は、不開示情報となる。

同号イからトまでは例示的に規定されているものであり、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として判断する。

- ① 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

- ② 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ③ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ④ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ⑤ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ⑥ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ⑦ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

<その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれに該当し得る例>

例) 同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

2 情報公開条例との関係

本号の規定（本号ロを除く）は、情報公開条例第7条第5号（事務事業執行情報）の規定と同義である。また、本号ロの規定は、情報公開条例第7条第7号（公共安全と秩序の維持に関する情報）の規定と同義である。

なお、情報公開条例第7条第6号（国等との協力関係情報）の規定に該当する情報は、本号に該当する。

1-4 部分開示

法令等の規定

個人情報保護法第79条

- 1 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

1 部分開示の義務

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、次の場合には部分開示をしなければならない。

① 不開示情報に該当する部分を他の部分から容易に区分して除くことができる場合

不開示情報に該当する部分を他の部分から容易に区分して除くことができる場合には、当該不開示情報部分を除いて開示しなければならない。なお、不開示情報の区分が困難であるか又は区分は容易であるが分離が困難である場合には、「容易に区分して除くことができるとき」に当たらないため、不開示とすることになる。

② 開示請求に係る保有個人情報に個人情報保護法第78条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち開示請求者以外の特定の個人を識別することができる記述等及び個人識別符号の部分を除くことで、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められる場合

開示請求に係る保有個人情報に法第78条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち開示請求者以外の特定の個人を識別することができる記述等及び個人識別符号の部分を除くことで、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められる場合には、当該部分を除いて開示しなければならない。

1-5 裁量的開示

法令等の規定

個人情報保護法第80条

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

1 裁量的開示について

個人情報保護法第78条の不開示情報該当性を判断する際には、当該開示請求を拒否することにより保護される利益と、開示することにより得られる利益とを比較衡量することになる。裁量的開示は、市として不開示情報に該当すると総合的に判断した場合であっても、このような比較衡量の結果、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認める場合には、高度な行政的判断により開示することができるとするものである。

1-6 保有個人情報の存否に関する情報

法令等の規定

個人情報保護法第81条

開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

1 存否応答拒否について

保有個人情報の存在の有無について、保有個人情報が「ある」又は「ない」と回答するだけで、不開示情報を開示することとなると判断される場合には、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示決定を行うことができる。

なお、次のような例が考えられる。

例① 捜査機関からの本人に関する照会に関する情報（第78条第1項第7号 事務又は事業に関する情報に該当）

例② 本人の特定の疾病記録に関する情報（第78条第1項第7号 事務又は事業に関する情報に該当）

例③ 法定代理人による虐待から避難している本人の居所、通学校等が記録された情報（第78条第1項第1号 個人に関する情報に該当）

2 不開示決定について

保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定は、申請に対する処分であることから、行政手続法第8条に基づき、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。

また、個別具体的な理由提示の程度については、当該保有個人情報の性質、内容、開示請求者の記録内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるのかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の保有個人情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要である。例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになる。

1-7-1 開示請求に対する措置（開示又は一部開示決定）

法令等の規定

個人情報保護法第82条第1項

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第62条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

個人情報保護法施行令第24条

- 1 法第82条第1項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
 - (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、法第87条第3項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
 - (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
 - (4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項（行政機関等が電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施することができる旨を定めている場合に限る。）
- 2 開示請求書に前条各号に掲げる事項が記載されている場合における法第82条第1項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
 - (1) 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合 事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。 その旨及び前項各号に掲げる事項
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

1 開示決定通知書又は一部開示決定通知書について

開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示することを決定したときは、速やかに、開示請求者に対して、その旨及び開示する保有個人情報の利用目的を書面により通知する。なお、通知書の様式はさいたま市個人情報の保護に関する法律施行細則（以下「細則」という。）に規定されている次の様式を用いて行う。

- ① 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するとき
⇒「保有個人情報開示決定通知書」（細則様式第2号）
- ② 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するとき

⇒「保有個人情報一部開示決定通知書」（細則様式第3号）

2 開示する保有個人情報の利用目的について

開示することとした保有個人情報が、市においてどのような目的で利用されているかについて、開示請求者が分かるように、個人情報保護法施行条例第3条の規定に基づいて届出されている個人情報取扱事務の「事務の目的及び概要」欄から転記又は抜粋して記載する。

なお、当該保有個人情報を取り扱う事務が個人情報取扱事務の届出要件に当てはまらない等の理由により、個人情報取扱事務の届出がされていない場合は、当該保有個人情報の内容に応じて、利用目的を具体的に記載することとする。

3 不開示とした部分及び不開示理由について（一部開示決定のみ）

開示請求に係る保有個人情報の一部について開示することを決定したときには、どの部分を不開示としたか記載するとともに、当該部分を不開示とした理由について記載する。

また、不開示理由については、不開示とした部分ごとに、該当する不開示事由の全てについて記載する必要がある。

1-7-2 開示請求に対する措置（不開示決定）

法令等の規定

個人情報保護法第82条第2項

行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

1 不開示決定通知書について

開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないことを決定したときは、速やかに、開示請求者に対して、その旨を書面により通知する。なお、通知書の様式は細則に規定されている、「保有個人情報不開示決定通知書」（細則様式第4号）を用いて行う。

2 不開示理由の記載について

開示請求に係る保有個人情報について全部を開示しないこととした場合の理由の提示は、行政機関等における当該処分公正・公平の確保という観点に加え、当該決定を受けた開示請求者が、当該決定を不服として審査請求又は取消訴訟の提起により救済を求めたり、あるいは開示請求の内容を変更して再度開示請求を行うなどの対応を採る場合にその便宜を図るものでもあることから、該当する不開示理由は全て提示する。

3 不開示理由の記載方法

不開示理由は、行政手続法第8条の規定に基づき、開示請求者が明確に認識することができるよう、不開示情報を規定する個人情報保護法第78条のどの規定に該当するかだけでなく、開示請求に係る審査基準の内容といった不開示と判断する要件、該当する事実について、不開示情報を開示しない程度に可能な限り具体的に記載する必要がある。

(1) 不開示情報に該当する場合

開示請求に係る保有個人情報に含まれているどの情報が不開示情報に該当し、これらを開示するとどのような支障等があり、個人情報保護法第78条のどの規定に該当するかを記載する。

(2) 不存在の場合

開示請求に係る保有個人情報が存在しない理由（○年○月○日に保存期間が満了したので廃棄等）を具体的に記載する。

(3) 開示請求書に形式上の不備がある場合

形式的要件（必要的記載事項の記載、保有個人情報の特定等）として求められる要件のうち、どの要件を満たしていないかを明確に記載する。

(4) 存否応答拒否をする場合

存否応答拒否をする場合においても、不開示情報が明らかにならない範囲で、個人情報保護法第81条の条項を示す以外に、存否そのものを答えられない理由、存否を答えた場合に個人情報保護法第78条に規定するどの不開示情報を開示することになるかについて示す必要がある。

なお、存否応答拒否をする場合には、以後の同様の開示請求に対しても、同じ対応を行う必要があることに留意する。

2 保有個人情報訂正請求

2-1 訂正請求権

法令等の規定

個人情報保護法第90条

- 1 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。
 - (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第127条において「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

1 訂正請求の主体

何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正請求を行うことができる。（個人情報保護法第90条第1項）。

また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人による請求も認められている（個人情報保護法第90条第2項）。

2 訂正請求の対象となる保有個人情報

訂正請求の対象となる情報は、個人情報保護法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は個人情報保護法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものである。なお、このことを「開示請求前置主義」という。

3 訂正請求の期限

訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。（個人情報保護法第90条第3項）

2-2-1 訂正請求の手続（訂正請求書の記載事項）

法令等の規定

個人情報保護法第91条第1項

- 1 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。
- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 訂正請求の趣旨及び理由

個人情報保護法施行条例第11条

訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載することができる。

1 訂正請求書の記載事項

訂正請求者は、次の事項を訂正請求書に記載しなければならない。

- ① 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所（法第91条第1項第1号）
※郵便番号及び電話番号（施行条例第11条）は必須事項ではない。
- ② 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項（法第90条第1項第2号）
- ③ 訂正請求の趣旨及び理由（法第90条第1項第3号）
- ④ 訂正請求をする者が法定代理人又は本人の委任による代理人の場合には、本人の氏名、本人の住所又は居所及び本人との関係（施行条例第11条）

2 訂正請求書の内容確認

訂正請求書の主な内容確認事項は、次のとおりである。

- (1) 個人情報保護法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は個人情報保護法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものの訂正請求であるかどうか。

訂正請求者が訂正を求める保有個人情報について、

- ① 個人情報保護法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報、
- ② 個人情報保護法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたもの

のいずれかに該当するものであるか否かについて、訂正請求書に記載されている「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」（個人情報保護法第91条第1項第2号）等を基に確認する。訂正請求者が開示を受けた日を失念しているために当該記載がない場合には、訂正請求書の「保有個人情報を特定するに足りる事項」の記載等に基づき、

開示を受けた保有個人情報かどうかを確認する。

個人情報保護法の規定による開示決定に基づく開示を受けずに、何らかの方法により入手した情報について直接、訂正請求が行われることも考えられるが、この場合には、まず、個人情報保護法の規定による開示決定を受ける必要があること及び個人情報保護法の規定による開示請求手続等について教示するなど適切な情報提供を行う。

なお、開示請求手続を経ることなく行われた訂正請求については、個人情報保護法第93条第2項の規定に基づき訂正しない旨の決定を行う。

(2) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内の訂正請求であるかどうか。

訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行うことを要す。(個人情報保護法第90条第3項)。このため、訂正請求書に記載されている「保有個人情報の開示を受けた日」を基に保有個人情報の開示を受けた日を確認する。訂正請求者が開示を受けた日を失念しているため当該記載がない場合には、訂正請求書の「保有個人情報を特定するに足りる事項」の記載等に基づき、実施機関において当該開示の実施日と期間が90日以内となっているかどうかについて確認する。

期間の計算は、開示決定等の場合と同様に、「保有個人情報の開示を受けた日」の翌日から起算して90日以内に、訂正請求書を投函等すれば足りる。「開示を受けた日」とは、区役所情報公開コーナー等における開示の場合には当該実施日、写しの送付の方法による場合には開示請求者に写しが郵送された日を指す。

請求ができる期間を過ぎてしまっている場合には、訂正請求をしようとする者に対して、再度開示請求を行う必要がある旨を教示する。再度の開示請求手続を経ることなく行われた訂正請求については、個人情報保護法第93条第2項の規定に基づき訂正しない旨の決定を行う。

(3) 保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定に基づく特別の手続がないかどうか。

訂正請求者が求める保有個人情報の訂正に関して、他の法令の規定に基づく特別の手続がある場合には、他の法令の規定に基づく手続が優先される。(個人情報保護法第90条第1項ただし書)。

この場合には、訂正請求者に対して他の法令の規定に基づく訂正手続について教示するなど情報提供を行う。

(4) 訂正請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうか。

訂正請求の対象は、個人情報保護法に基づき開示を受けた保有個人情報であることから、訂正請求書に「保有個人情報の開示を受けた日」が記載されている場合には、実施機関が保有する関係書類等と照合することにより保有個人情報を特定することが可能である。

訂正請求者が開示を受けた日を失念している場合には、訂正を求める保有個人情報

の名称又は内容のほか、保有個人情報の開示を受けたおおよその時期等により請求対象となる保有個人情報の特定を行うこととなるが、これらの記載がない場合は、実施機関は請求者に対して補正を求める。

実施機関において、訂正請求者が訂正を求める保有個人情報を特定することができる場合であっても、それが個人情報保護法の規定による開示決定を受けたものでない場合には、訂正請求の対象とはならない。

(5) 訂正請求の趣旨及び理由が明確であるかどうか。

訂正請求の趣旨の記載については、「○○を△△に訂正せよ。」「○○を削除せよ。」などのように、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分について、どのような内容の訂正（追加又は削除を含む。）を求めるのかが明確となっているか確認する。単に、「○○を訂正せよ。」という記載では、訂正の具体的な内容が明確でないことから、補正を求める必要がある。

訂正請求の理由の記載については、当該訂正請求を受けた実施機関が事実確認のための調査等を行う際に重要な判断材料となり得ると考えられることから、明確かつ具体的であることが必要となる。

これらの記載が不十分な場合、実施機関は請求者に対して補正を求める。

なお、訂正請求は、保有個人情報の「内容が事実でないと思料する」場合に行われるものであることから、事実ではなく評価や判断の内容については、訂正請求の対象外となる。

2-2-2 訂正請求の手続（本人確認）

法令等の規定

個人情報保護法第91条第2項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

個人情報保護法施行令第29条

第22条（第4項及び第5項を除く。）の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第3項中「第76条第2項」とあるのは、訂正請求については「第90条第2項」と、利用停止請求については「第98条第2項」と読み替えるものとする。

1 本人確認方法

開示請求の場合と同様に、訂正請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であること及び代理にとしての資格を有することを確認する。

本人確認方法の詳細は、「1-2-2 開示請求の手続（本人確認）」を参照すること。

2-2-3 訂正請求の手続（訂正請求書の補正）

法令等の規定

個人情報保護法第91条第3項

3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

1 訂正請求書の補正

開示請求の場合と同様に、訂正請求書に形式上の不備があると認める場合には、訂正請求書の補正を求めることができる。

補正手続の詳細は、「1-2-3 開示請求の手続（開示請求書の補正）」を参照すること。

なお、形式上の不備とは、個人情報保護法第91条第1項の記載事項が記載されていない場合や本人確認書類が提示又は提出されていない場合等が該当する。訂正請求に係る保有個人情報が個人情報保護法第90条第1項各号に該当しない場合（保有個人情報の開示を受けていない場合）及び同条第3項の期間を経過した後に訂正請求がなされた場合は、形式上の不備には該当しない。

2-3 訂正・不訂正の審査

法令等の規定

個人情報保護法第92条

行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

1 訂正・不訂正の審査

訂正請求に係る保有個人情報について、訂正請求に理由があるかどうかを審査し、次のとおり、「保有個人情報の訂正をする」（個人情報保護法第93条第1項）か「保有個人情報の訂正をしない」（同条第2項）かの決定を行う。

なお、当該決定は、情報公開・個人情報保護審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、個別具体的に慎重に行う。

2 訂正請求に理由があると認められない場合

① 実施機関による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であることが判明し、訂正請求に理由があると認められない場合には、不訂正の決定を行う。

② 実施機関による調査の結果、請求時に行政文書等に記録されていた保有個人情報の内容が事実と異なっていたものの、訂正請求の内容も事実と異なることが判明した場合には、不訂正の決定を行った上で、必要に応じて職権で訂正を行う。

この場合には、一般的には、訂正請求者に対して示す不訂正理由の中で、実際の事実関係について記載するとともに、職権で訂正する旨も併せて記載するようにする。

③ 実施機関による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかでない場合には、訂正決定を行うことができず、不訂正の決定を行う。

ただし、実施機関において、当該保有個人情報を行政処分その他行政行為のための基礎資料として利用することがあり得るような場合には、当該保有個人情報の利用に当たり、その事実関係が明らかでない旨が分かるように、その旨をメモとして残すなど記録しておくことが適当である。

3 訂正請求に理由があると認められる場合における訂正・不訂正の判断

実施機関による調査の結果、保有個人情報の内容が事実でないことが判明し、訂正請求に理由があると認められる場合（訂正請求に係る請求内容の一部について理由があると認められる場合を含む。）には、当該保有個人情報の利用目的に照らして、「訂正する」又は「訂正しない」のいずれかを判断し、決定を個別に行う。

なお、「当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内」を超えることとなる例として、例えば過去の一定時点における住所を記録しておくことが利用目

的である場合、その後の転居の結果、住所が変更され、現在の住所と相違している場合であっても、過去の住所を訂正することは、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えることになる。

4 総括

2～3を整理すると、下表「訂正請求に係る判断」のとおりとなる。

訂正請求に係る判断

審査の結果		利用目的の達成に必要な範囲内の請求内容かどうか	決定内容	備考
訂正請求に理由があると認められない場合		—	不訂正	—
事実関係が不明確である場合		—	不訂正	事実関係が不明確な旨を注記
訂正請求に理由があると認められる場合	a 請求内容の全部	全部範囲内	訂正	—
		一部範囲内	訂正(利用目的の達成に必要な範囲内)	一部訂正決定通知書には、不訂正とした部分とその理由を記載する。
		全部範囲外	不訂正	—
	b 請求内容の一部	※訂正請求に理由があると判断した部分について、aと同様の判断を行う。	—	—

(注) 請求時に行政文書等に記録されていた保有個人情報の内容が事実と異なっていたが、訂正請求の内容も事実と異なることが判明した場合には、不訂正決定をした上で、必要に応じて職権で訂正を行う。

2-4-1 訂正請求に対する措置（訂正決定・一部訂正決定）

法令等の規定

個人情報保護法第93条第1項

1 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

1 訂正決定通知書又は一部訂正決定通知書について

訂正請求に係る保有個人情報の内容の全部又は一部を訂正することを決定したときは、速やかに、訂正請求者に対して、その旨を書面により通知する。なお、通知書の様式は細則に規定されている次の様式を用いて行う。

- ① 訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正するとき
⇒「保有個人情報訂正決定通知書」（細則様式第14号）
- ② 訂正請求に係る保有個人情報の一部を訂正するとき
⇒「保有個人情報一部訂正決定通知書」（細則様式第15号）

2 不訂正とした部分及び不訂正理由について（一部訂正決定のみ）

訂正請求に基づき、当該請求内容の一部について訂正することを決定した場合は、不訂正とした箇所を記載するとともに、当該部分を不訂正とした理由も記載する。

2-4-2 訂正請求に対する措置（不訂正決定）

法令等の規定

個人情報保護法第93条第2項

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

1 不訂正決定通知書について

訂正請求に理由があるとは認められない、又は訂正を実施することが利用目的の達成に必要な範囲を超えるとして、訂正しないことを決定したときは、速やかに訂正請求者に対して、その旨を書面により通知する。なお、通知書の様式は細則に規定されている、「保有個人情報不訂正決定通知書」（細則様式第16号）を用いて行う。

2 不訂正理由の記載について

訂正請求に係る保有個人情報について訂正しないこととした場合の理由の提示は、実施機関における当該処分の公正・公平の確保という観点に加え、当該決定を受けた訂正請求者が、当該決定を不服として審査請求又は訴訟の提起により救済を求めたり、あるいは訂正請求の内容を変更して再度訂正請求を行うなどの対応を採る場合に、その便宜を図るものでもあることから、該当する不訂正理由は全て提示する。

3 不訂正理由の記載方法

不訂正理由は、訂正請求者が明確に認識することができるよう、可能な限り具体的に記載する必要がある。

(1) 訂正請求に理由があると認められない場合

実施機関として事実を確認するための調査内容及び結果、その結果判明した事実等について記載する。なお、保有個人情報の内容及び訂正請求の内容のいずれも事実と異なることが判明し、職権で訂正を行う場合は、その旨を記載する。

(2) 訂正の実施が利用目的の達成に必要な範囲を超える場合

訂正請求に理由があると認められるにもかかわらず、当該保有個人情報の利用目的の達成という観点からみて、当該保有個人情報を訂正する必要がないと判断する具体的な理由について記載する。

(3) 訂正請求書に形式上の不備がある場合

形式的要件（必要的記載事項の記載、保有個人情報の特定等）として求められる要件のうち、満たしていない要件について明確に記載する。

(4) 訂正請求に係る保有個人情報が個人情報保護法第90条第1項各号に該当しない場合又は同条第3項の期間を徒過した後に訂正請求がなされた場合

個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示を受けていない旨、又は開示を受けた日から90日を過ぎている旨をそれぞれ記載する。

3 保有個人情報利用停止請求

3-1 利用停止請求権

法令等の規定

個人情報保護法第98条

- 1 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。
 - (1) 第62条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第127条において「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

1 利用停止請求の主体

何人も、自己を本人とする一定の保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、若しくは提供されていると思料するときは、当該保有個人情報の①利用の停止、②消去又は③提供の停止（以下①から③までを合わせて「利用停止」という。）の請求を行うことができる（個人情報保護法第98条第1項）。

また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人による請求も認められている（個人情報保護法第98条第2項）。

2 利用停止請求の対象となる保有個人情報

利用停止請求の対象となる情報は、個人情報保護法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は個人情報保護法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものである。

ただし、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報については利用停止請求ができない（番号法第31条）。

3 利用停止請求の期限

利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない(個人情報保護法第98条第3項)。

3-2-1 利用停止請求の手続（利用停止請求書の記載事項）

法令等の規定

個人情報保護法第99条第1項

- 1 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。
- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

個人情報保護法施行条例第12条

利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載することができる。

1 利用停止請求書の記載事項

利用停止請求者は、次の事項を利用停止請求書に記載しなければならない。

- ① 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所（法第99条第1項第1号）
※郵便番号及び電話番号（施行条例第12条）は必須事項ではありません。
- ② 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項（法第99条第1項第2号）
- ③ 利用停止請求の趣旨及び理由（法第99条第1項第3号）
- ④ 利用停止請求をする者が法定代理人又は本人の委任による代理人の場合には、本人の氏名、本人の住所又は居所及び本人との関係（施行条例第12条）

3 利用停止請求書の内容確認

利用停止請求書の主な内容確認事項は、次のとおりである。

- (1) 個人情報保護法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は個人情報保護法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものの訂正請求であるかどうか。
- (2) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内の訂正請求であるかどうか。
- (3) 保有個人情報の利用停止に関して他の法令の規定に基づく特別の手続がないかどうか。
- (4) 訂正請求を求める保有個人情報の特定が十分であるかどうか。
(1)～(4)は、訂正請求と同様に確認する。
詳しくは、「2-2-1 訂正請求の手続（訂正請求書）」を参照すること。
- (5) 個人情報保護法第98条第1項各号に該当するかの確認
利用停止請求者が利用停止を求める保有個人情報が、個人情報保護法第98条第1項

各号に掲げる以下の①から⑤までのいずれかに該当することを理由として利用停止請求が行われているか否かについて、利用停止請求書に記載されている「利用停止請求の趣旨及び理由」を基に確認する。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている
- ② 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている
- ③ 偽りその他不正の手段により取得されている
- ④ 所定の事由に該当しないにもかかわらず、利用目的以外の目的に利用又は提供されている
- ⑤ 所定の事由に該当しないにもかかわらず本人の同意なく外国にある第三者に対して提供されている

なお、特定個人情報（※）については、

- ① 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている。
 - ② 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている。
 - ③ 偽りその他不正の手段により取得されている。
 - ④ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当しないにもかかわらず、利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用されている番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されている、又は第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されている。
 - ⑤ 番号法第19条の規定に違反して提供されている。
- ときは、利用停止請求をすることができる（番号法第30条）。

※ 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報については、利用停止請求の対象外とされている（番号法第31条）。

(6) 利用停止請求の趣旨及び理由が明確かどうか。

- ① 利用停止請求の趣旨の記載については、「○○の利用を停止せよ。」「○○を消去せよ。」などのように、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分について、どのような内容の措置（利用の停止、消去又は提供の停止）を求めるのかが明確となっているか確認する。

特に、開示を受けた保有個人情報の一部について利用停止を求める場合や部分ごとに異なる措置を求める場合には、注意する必要がある。

- ② 当該保有個人情報が、実施機関により適法に取得されたものでなく、かつ、個人情報保護法が定める例外事由に該当する場合以外に利用目的以外の提供が行われていることを理由として保有個人情報の消去（個人情報保護法第98条第1項第1号）及び提供の停止（同項第2号）を同時に求めることも可能である。

- ③ 例えば、個人情報保護法が定める例外事由に該当する場合以外に利用目的以外の提供が行われていることのみを理由とする場合には、保有個人情報の提供の停止を求めることができる（個人情報保護法第98条第1項第2号）が、保有個人情報の消去を求めることはできない。そのような請求があった場合には、利用停止請求者に対して補正を求める必要がある。
- ④ また、当該提供を受けた提供先に対して保有個人情報又は保有個人データが適法に取得されたものではないことを理由として当該保有個人情報又は保有個人データの消去及び利用の停止を求めることが可能であると考えられる場合には、その旨を教示する。
- ⑤ 利用停止請求の理由の記載については、当該請求を受けた実施機関が事実関係を確認するために必要な調査を行うことができる程度の事実が明確かつ具体的に記載されていることが必要である。

3-2-2 利用停止請求の手続（本人確認）

法令等の規定

個人情報保護法第99条第2項

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

1 本人確認方法

開示請求及び訂正請求の場合と同様に、利用停止請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であること及び代理にとしての資格を有することを確認する。

本人確認方法の詳細は、「1-2-2 開示請求の手続（本人確認）」を参照すること。

3-2-3 利用停止請求の手続（訂正請求書の補正）

法令等の規定

個人情報保護法第99条第3項

3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

1 利用停止請求書の補正

開示請求及び訂正請求の場合と同様に、利用停止請求書に形式上の不備があると認める場合には、利用停止請求書の補正を求めることができる。

補正手続の詳細は、「1-2-3 開示請求の手続（開示請求書の補正）」を参照すること。

なお、形式上の不備とは、個人情報保護法第99条第1項の記載事項が記載されていない場合や本人確認書類が提示又は提出されていない場合等が該当する。利用停止請求に係る保有個人情報が個人情報保護法第90条第1項各号に該当しない場合（保有個人情報の開示を受けていない場合）及び個人情報保護法第98条第3項の期間を経過した後に訂正請求がなされた場合は、形式上の不備には該当しない。

3-3 利用停止・不利用停止の審査

法令等の規定

個人情報保護法第100条

行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

1 利用停止・不利用停止の審査

利用停止請求に係る保有個人情報について、利用停止請求に理由があるかどうかを審査し、次のとおり、「保有個人情報の利用停止をする」（個人情報保護法第101条第1項）か「保有個人情報の訂正をしない」（同条第2項）かの決定を行う。

なお、当該決定は、情報公開・個人情報保護審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、個別具体的に慎重に行う。

2 利用停止請求に理由があると認められない場合

- ① 実施機関による調査の結果、個人情報保護法第98条第1項各号に規定する事由に該当しないことが判明し、利用停止請求に理由があると認められない場合には、保有個人情報の利用停止をしない決定（以下「不利用停止決定」という。）を行う。
- ② 実施機関による調査の結果、当該保有個人情報が、個人情報保護法第98条第1項各号に規定する事由に該当するかどうか判明せず、利用停止請求に理由があるかどうか明らかでない場合には、利用停止決定を行うことはできず、不利用停止決定を行うこととなる。

3 利用停止請求に理由があると認められる場合

実施機関による調査の結果、個人情報保護法第98条第1項各号に規定する事由に該当することが判明し、利用停止請求に理由があると認められる場合（利用停止請求に係る請求内容の一部について理由があると認める場合を含む。）には、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要か否かの判断を行った上で、「利用停止する」又は「利用停止しない」のいずれかの決定を行う。

なお、利用停止請求に理由があると認められる場合であっても、利用停止により事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、利用停止を行わないこととする（個人情報保護法第100条ただし書）。

3-4-1 利用停止請求に対する措置（利用停止決定・一部利用停止決定）

法令等の規定

個人情報保護法第100条第1項

- 1 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

1 利用停止決定通知書又は一部利用停止決定通知書について

利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部を利用停止することを決定したときは、速やかに、利用停止請求者に対して、その旨を書面により通知する。なお、通知書の様式は細則に規定されている次の様式を用いて行う。

- ① 利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止するとき
⇒「保有個人情報利用停止決定通知書」（細則様式第21号）
- ② 利用停止請求に係る保有個人情報の一部を利用停止するとき
⇒「保有個人情報一部利用停止決定通知書」（細則様式第22号）

2 利用停止しないとした部分及び利用停止しない理由について（一部訂正決定のみ）

利用停止請求に基づき、当該請求内容の一部について利用停止を実施することを決定した場合には、どの部分を利用停止しないとしたか記載するとともに、当該部分を利用停止しないとした理由について記載する。

3-4-2 利用停止請求に対する措置（不利用停止決定）

法令等の規定

個人情報保護法第100条第2項

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

1 不利用停止決定通知書について

利用停止請求に理由があるとは認められない又は個人情報保護法第100条ただし書に該当するとして利用停止しないことを決定したときは、速やかに利用停止請求者に対して、その旨を書面により通知する。なお、通知書の様式は細則に規定されている、「保有個人情報不利用停止決定通知書」（細則様式第23号）を用いて行う。

2 利用停止しない理由の記載について

利用停止請求に対して利用停止しないと決定した場合の理由の提示は、該当する利用停止しない理由を全て提示する。

これは、実施機関における当該処分の公正・公平の確保という観点に加え、当該決定を受けた利用停止請求者が、当該決定を不服として審査請求又は訴訟の提起により救済を求めたり、あるいは利用停止請求の内容を変更して再度利用停止請求を行うなどの対応を採る場合にその便宜を図るものであるからである。

3 利用停止しない理由の記載方法

利用停止しない理由は、訂正請求と同様に、利用停止請求者が明確に認識することができるよう、可能な限り具体的に記載する必要がある。

なお、詳しくは、「2-4-2 訂正請求に対する措置（不訂正決定）」を参照すること。